

# 入札説明書

この入札説明書は、公立大学法人会津大学が発注する条件付一般競争入札に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

- 1 発注者  
公立大学法人会津大学理事長 宮崎 敏明
- 2 入札に付する事項  
公告に示すとおり。  
なお、仕様等については、別紙仕様書のとおり。
- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
公告に示すとおり。  
なお、福島県の入札参加資格制限期間中の者は、本件入札に係る全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。
- 4 入札に参加する者に必要な資格の確認  
本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- 5 入札書の提出期限等
  - (1) 入札書の提出期限及び提出場所  
2021年3月25日（木）午前11時 会津大学管理棟3階中会議室  
なお、郵送による入札を可とする。  
  
郵便により入札をする場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で公告に掲げる場所に郵送すること。  
配達日指定期日：2021年3月24日（水）
  - (2) 開札の日時及び場所  
2021年3月25日（木）午前11時 会津大学管理棟3階中会議室
- 6 入札書の提出方法
  - (1) 入札書は、指定の入札書に必要とする事項を記載し、上記5(2)で指定する日時及び場所へ提出すること。
  - (2) 入札書を郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に密封の上、当該中封筒及び外封筒に次の事項を記載すること。なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
    - ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）
    - イ [2021年3月25日開札 会津大学緑地管理業務委託 入札書在中]
  - (3) 代理人が出席し入札する場合、入札書には委任状を添付しなければならない。
  - (4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
    - ア 入札書には、本件入札に係る経費の総額を記載すること。
    - イ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を

入札書に記載すること。

- ウ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。
- エ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

#### 7 入札保証金

公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第9条第1項第5号の規定に基づき、入札保証金は免除する。

#### 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5(2)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6(3)で指定する書類の確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者及びその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。  
なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。
- (5) 初回入札が無効（ただし、入札心得第7条(6)から(9)に該当する場合を除く）又は失格となった者は、再度入札に参加できないものとする。
- (6) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (7) 開札時に持参するもの
  - ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）（必要に応じて提示を求めることがあります。）
  - イ 再度の入札に使用する印鑑
  - ウ 委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）
  - エ 予備の入札書用紙

#### 9 入札者に要求される事項

入札者は、入札書を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、公立大学法人会津大学理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 10 仕様書等についての質問

仕様書等について疑義がある場合は、質問書（様式第3号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出し、説明を求めることができる。

提出期限：2021年3月18日（木）  
回答予定日：2021年3月19日（金）  
回答方法：会津大学ウェブサイトで公開する。

#### 11 落札者の決定方法

- (1) 無効又は失格の入札を行った者を除き、予定価格の範囲内において最低価格で入札した者から2番目までの者を落札候補者とし、開札の場で公表する。  
なお、落札決定は保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上で、落札者を決定する。ただし、開札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、予定価格の範囲内で入札した者のうち、次の順位の者が落札候補者となる。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに別紙「入札

におけるくじ」の方法により順位を決定するものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約とすることがある。
- (4) 落札候補者となった場合には、入札参加資格確認書類として入札参加資格確認書類提出書とその添付書類を2日以内に提出すること。

## 12 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第39条第2項に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第40条第1項各号のいずれか（別記）に該当する場  
合においては、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

## 13 契約条項

契約書（案）による。

## 14 入札結果の公表及び方法

入札結果の公表は、契約締結後14日以内に行う。

公表は、会津大学において閲覧の方法で行う。

## 15 その他

入札公告及び入札説明書に記載のない事項は、入札心得による。

## 16 当該契約に関する事務を担当する課

公立大学法人会津大学事務局総務予算課予算経理係

電話番号：(0242) 37-2509

ファクシミリ：(0242) 37-2528

電子メール：cl-budget@u-aizu.ac.jp

## 別記

### 公立大学法人会津大学契約事務取扱規則（抜粋）

#### （一般競争入札に参加させることができない者）

**第3条** 会計規程第17条に規定する一般競争入札に付するときは、特別な理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

#### （一般競争入札に参加させないことができる者）

**第4条** 一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な 価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- 四 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするための監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
- 七 前各号により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

#### （契約保証金の納付）

**第39条** 契約保証金は、この規則において特に契約保証金を減免することができることとされている場合を除き、契約の相手方をして、当該契約の締結と同時に又はその直前までに、次の各号に定める額を現金で納めさせなければならない。

- 一 請負代金又は契約代金の額の100分の5以上の額（建設工事又は製造の請負契約を除く）  
ただし、単価契約（継続的に物品又は役務の供給を受ける契約であって、あらかじめ供給を受ける数量を定めず供給を受ける物品又は役務の単価を定めるもの）にあつては契約代金に当該単価契約に関する予定数量を乗じて得た額（単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあつては当該単価に当該供給の区分に関する予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額）の100分の5以上の額
- 二 建設工事又は製造の請負契約にあつては、請負代金の額の100分の10以上の額
- 2 前項の規定による契約保証金の納付は、次のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えることができる。
  - 一 第8条第2項各号に規定する有価証券
  - 二 当該契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、理事長が確実に金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- 3 前項第1号の有価証券の担保価額の算定については、第8条第2項に規定するところによる。
- 4 第2項第2号の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。
- 5 契約保証金を現金で納付させた場合において、これから生じた利子は法人に帰属させる。

#### （契約保証金の減免）

**第40条** 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が官公署及び理事長がこれに準ずるものと認める法人であるとき
- 二 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき
- 三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき
- 四 第2条の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去2年間に国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき

- 五 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき
- 六 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき
- 七 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき
- 八 1 件 300 万円未満の工事(建設工事を除く。)の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき
- 九 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10(建設工事又は製造以外にあっては 100 分の 5)を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の 2 倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき
- 十 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき
- 十一 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき